


自立支援医療の対象者、自己負担の概要

1. 対象者：従来の更生医療、育成医療、精神通院公費の対象者であって一定所得未満の者(対象疾病は従来の対象疾病の範囲どおり)
2. 給付水準：**自己負担については1割負担**( 部分)。
ただし、**所得水準に応じて負担の上限額を設定**。また、入院時の食費(標準負担額)については自己負担。
3. 負担の上限額を設定する際に勘案する「世帯」の範囲は、**医療保険単位**(異なる医療保険に加入する家族は別の「世帯」として扱う)。

← 一定所得以下		← 中間的な所得		← 一定所得以上 →
← 市町村民税 非課税世帯 I →		← 市町村民税 非課税世帯 II →	← 所得税非課税	← 所得税額30万円 相当未満
← 生活保護世帯		← 負担上限額 医療保険の自己負担限度額		← 公費負担の対象外 (医療保険の負担割合・負担限度額)
0円	負担上限額 2,500円	負担上限額 5,000円	育成医療の経過措置 負担上限額 10,000円	負担上限額 40,200円
			重 度 かつ 継 続(※)	
		負担上限額 5,000円	負担上限額 10,000円	負担上限額 20,000円 (経過措置)

- ※ ① 当面の重度かつ継続の範囲
- ・ 疾病、症状等から対象となる者
 - 精神・・・ 統合失調症、躁うつ病(狭義)、難治性てんかん
 - 更生・育成・・・ 腎臓機能・小腸機能・免疫機能障害
 - ・ 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者
 - 精神・更生・育成・・・ 医療保険の多数該当の者
- ② 重度かつ継続の対象については、実証的な研究成果を踏まえ、順次見直し、対象の明確化を図る。